

2014年(平成26年)9月11日

公益財団法人藤沢市まちづくり協会  
理事長 金澤 将光 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

自転車等駐車場の運営管理業務に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略, 目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について(答申)

2014年8月25日付けで諮問(第678号)された自転車等駐車場の運営管理業務に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略, 目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると, 本事務を執行するに当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由, 目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

- (1) 諮問に至った経過

現在、藤沢市においては16箇所の有料自転車駐車場（以下「駐車場」という。）を設置しているが、その管理運営を（公財）藤沢市まちづくり協会が一括して藤沢市から指定管理者として指定を受け行っている。16箇所の駐車場のうち、14箇所の施設が24時間供用可能であり、午後8時00分（1施設は午後11時00分）から午前6時30分の間と1月1日から3日及び12月31日は管理人を配置せず、無人となっている。

自転車の盗難等を防止するための対策として、12施設については駐車場内に防犯カメラを設置しており、画像を録画、保存し、当該個人情報の取り扱いについては、2006年7月13日付け答申第196号、2008年11月13日付け答申第350号、2009年7月9日付け答申第393号及び2009年11月12日付け答申第416号により、個人情報を本人以外から収集する必要性、コンピュータ処理を行う必要性、目的外に提供する必要性、本人以外のものから収集すること、目的外に提供することに伴う本人通知の省略及び自転車盗難における刑事訴訟法第197条第2項に基づく個人情報の照会の包括的取扱等について承認を受けている。

今般、防犯カメラが設置されている施設のうち5施設について、録画装置をビデオテープからHDDに変更する予定となったことから、今回の諮問に至ったものである。

変更施設名 藤沢駅北口市役所前第1自転車等駐車場  
藤沢駅南口自転車等駐車場  
辻堂駅北口自転車等駐車場  
辻堂駅南口自転車等駐車場  
長後駅東口自転車等駐車場

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラ画像データ収集の目的は、自転車の盗難等の犯罪を防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

防犯カメラ画像データ

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする必要性

防犯カメラの画像の保存にあたり、従来の電磁的媒体はビデオテープであったが、ビデオテープは一定期間保存されたのち反復して使用されるため、消耗度が高く画像の劣化等長期的な使用が困難となっている。一方ハードディスクによる画像の保存は、その蓄積容量もビデオテープに比べ多く、長期的な使用においても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しも容易なことから、コンピュータ処理による方式を採用する必要性があるものである。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

自転車等駐車場に出入りする者の画像

ウ 安全対策及び日常的な処理体制

安全対策としては、録画機器は、管理事務所に配置し、ラック等により固定することで持ち出しを防止する。また、操作を行う際にはパスワードを設定し、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外には利用ができないよう利用者を制限する。日常的な管理としては、藤沢市個人情報の保護に関する条例の定めるところに従い適正に取り扱うこと、及び「防犯カメラ運用基準」を定め、管理する。

(4) 目的外に提供する必要性について

ア 刑事訴訟法第197条第2項に基づく個人情報の照会については、2006年7月13日付け答申第196号、2008年11月13日付け答申第350号、2009年7月9日付け答申第393号及び2009年11月12日付け答申第416号で承認を得ている他の自転車等駐車場と同様に、自転車の盗難に限り、目的外提供を行うことができるものとするという包括的な取り扱いをする必要性があると判断したものである。

イ 目的外の提供先

司法警察職員として職務を行う者、検察官及び検察事務官

ウ 目的外に提供する個人情報

防犯カメラ画像データ（必要最低限の時間に限る）

また、目的外提供につきましては、「市営有料自転車等駐車場の防犯カメラによる画像データについて、犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン」を定めている。

(5) 本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に提供する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、当該画像データで確認される個人と、当該施設利用者名簿等による照合によって人物を特定することが事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため、本件にかかわる本人通知を省略するものである。

(6) 実施時期（予定年月日）

本人以外のものから収集する個人情報 平成27年 1月1日

コンピュータ処理 平成27年 1月1日

(7) 提出書類

ア 「個人情報取扱事務届出書」

イ システムの機種

ウ システムの設置個所

エ 「防犯カメラ運用基準」

オ 「市営有料自転車等駐車場の防犯カメラによる画像データについて、犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づ

## 「く照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン」

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

#### (1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、防犯カメラ画像データ収集の目的は、自転車の盗難等の犯罪を防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であるとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

#### (2) 個人情報を目的外に提供する必要性について

実施機関では、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会は、施設内で発生した自転車の窃盗の捜査のために、正当な請求権を有した司法警察職員等によって行われるものであり、当該事件の解決には照会に対する迅速な対応が特に重要となることから、当該事件の捜査に係る防犯カメラ画像データの目的外提供については、当審議会に諮問の手続きを経ることなく、ガイドラインに基づき、管理責任者が必要性を審査し、相当と認める場合のみ、目的外提供ができるという包括的な取扱いをする必要があるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

#### (3) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

実施機関では、本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に提供する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、当該画像データで確認される個人と、当該施設利用者名簿等による照合によって人物を特定することが事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため、本件にかかわる本人通知を省略するものである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

#### (4) コンピュータ処理を行うことについて

##### ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

本件にかかる防犯カメラの画像を保存する際の電磁的記録媒体は、これまでビデオテープであったが、ビデオテープは一定期間保存されたのち反復して使用されるため、消耗度が高く、画像の劣化等により長期的な使用が困難である。一方ハードディスクによる画

像の保存は、その蓄積容量もビデオテープに比べ多く、長期的な使用においても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しも容易なことから、採用する必要性がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、安全対策として次の措置を講じるとしている。

録画機器は、管理事務所に配置し、ラック等により固定することで持ち出しを防止する。また、操作を行う際にはパスワードを設定し、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外には利用ができないよう利用者を制限する。なお、実施機関から録画機器のネットワーク接続は行わないとの説明があった。日常的な管理としては、藤沢市個人情報の保護に関する条例の定めるところに従い適正に取り扱うこと、及び「防犯カメラ運用基準」を定め、管理する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上